

小豆島町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年9月
小豆島町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組み・フォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本町の学校教育は、離島という地域特性の中で、地域と学校が密接に連携しながら、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育活動を推進してきた。一方で、教育内容の多様化や学校が担う役割の拡大に加え、教育職員不足への対応、保護者・地域対応、各種調査や事務業務への対応などにより、教育職員の業務負担は増大している。

こうした状況を踏まえ、小豆島町教育委員会では、平成31年4月に「小豆島町教職員の働き方改革プラン」を策定し、勤務時間の客観的把握、部活動ガイドラインの推進、学校閉庁日の設定、留守番電話対応の導入、ノー残業デーの設定など、教育職員の働き方改革に取り組んできた。

その結果、時間外勤務や長時間勤務者の割合は減少するなど、一定の成果が見られる一方で、依然として教頭をはじめとする教育職員の長時間勤務や、授業準備、生徒指導、保護者対応等に伴う負担の増加など、継続的に対応すべき課題も残されている。

このような中、令和7年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正により、教育委員会には、教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るための「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられた。

本計画は、これまでの「小豆島町教職員の働き方改革プラン」に基づく取組みを継承・発展させるとともに、国及び香川県の方針を踏まえながら、教育職員の業務の適正化・効率化、学校運営体制の充実及び健康確保措置の推進を総合的かつ計画的に進めるために策定するものである。

(2) 本町の現状

ア 本町では平成31年4月に「小豆島町教職員の働き方改革プラン」を策定し、教育職員の勤務について時間外勤務が月45時間、年間360時間を超える教育職員をゼロにする目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

イ こうした取組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月41.33時間	44.0%	4.3%
中学校	月44.53時間	57.3%	10.5%

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【かつこ内は令和 7 年度の
数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日にする 【1 2 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 1 5 % まで減少させる 【2 3 %】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者又は地域住民による見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
警察が行っている見回りに委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応に
ついては、保護者が第一義的責任を有することを共有する。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心とな
って行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調
整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。

この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整につい
ては、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行う
ものとする。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への
対応

学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、
地域住民等の支援を得つつ、教育職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

(イ) 校内清掃

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住
民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教育職員等の輪番等

による負担軽減を促進する。

(ウ) 部活動

スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うよう努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

(イ) 授業準備

教材等の印刷や物品等の準備、その他の補助的な業務については、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

(ウ) 学習評価や成績処理

採点作業や宿題の提出状況の確認、その他の補助的な業務については、デジタル技術の活用を促進する。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進する。

不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターとの連携強化による効果的な支援を促進する。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置をすることで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 9年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

取組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小豆島町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。